

令和3・4年度

競争入札参加資格審査申請の手引き
【建設工事】

(単体業者、経常JV、協同組合)

令和2年10月

山形県県土整備部建設企画課

目 次

第1章 共通説明事項	1
1 受付期間、名簿登載期間及び審査基準日	1
2 定期受付における受付指定日	1
3 申請書提出先及び提出方法	2
4 入札参加希望業種、総合点数及び格付	3
5 審査結果の通知	5
6 名簿の公表について	5
7 電子入札の実施について	5
8 大臣・知事コード表	5
9 行政書士による代理申請	6
第2章 業者単体による申請	7
1 申請資格者	7
2 提出書類	7
3 発注者別評価点について	14
第3章 経常建設共同企業体（経常JV）	34
1 申請資格者	34
2 経常JVの構成員	34
3 提出書類（提出部数 1部）	34
4 経常JVの審査について	35
5 入札・契約、施工の際の留意点	35
第4章 事業協同組合	36
1 申請資格者	36
2 提出書類	36
3 組合の審査及び特例申請について	39
4 入札・契約、施工の際の留意点	39
第5章 その他	40
1 競争入札参加資格変更届	40
2 物品、役務への入札参加申込み及び債権者登録	41
3 入札参加資格の承継	42
4 合併特例について	43

第1章 共通説明事項

1 受付期間、名簿登載期間及び審査基準日

山形県の入札参加資格審査申請の受付には、西暦偶数年11月の定期受付と、毎年8月・西暦奇数年11月の追加受付があります。随時受付は実施していません。

各受付における受付期間と入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という。）の登載期間、審査の基準日の関係は以下のとおりです。

	受付期間(土日、祝日は除く)	名簿登載期間	審査基準日
定期受付	R2. 11. 1～R2. 11. 15	R3. 4. 1～R5. 3. 31	R2. 10. 31
追加受付	R3. 8. 1～R3. 8. 10	R3. 10. 1～R5. 3. 31	R3. 7. 31
追加受付	R3. 11. 1～R3. 11. 15	R4. 4. 1～R5. 3. 31	R3. 10. 31
追加受付	R4. 8. 1～R4. 8. 10	R4. 10. 1～R5. 3. 31	R4. 7. 31

2 定期受付における受付指定日

定期受付については、特定の日に申請が集中しないよう建設業許可番号に応じて受付日時を指定しています。なるべく指定日時又は予備日に申請してくださるようご協力をお願いします。（追加受付については、受付日の指定はありません。）

	受付日時	対象業者
指定日	令和2年11月2日(月)午前	建設業の許可番号の末尾が <u>1</u> の方
	令和2年11月2日(月)午後	〃 <u>2</u> の方
〃	令和2年11月4日(水)午前	〃 <u>3</u> の方
	令和2年11月4日(水)午後	〃 <u>4</u> の方
〃	令和2年11月5日(木)午前	〃 <u>5</u> の方
	令和2年11月5日(木)午後	〃 <u>6</u> の方
〃	令和2年11月6日(金)午前	〃 <u>7</u> の方
	令和2年11月6日(金)午後	〃 <u>8</u> の方
〃	令和2年11月9日(月)午前	〃 <u>9</u> の方
	令和2年11月9日(月)午後	〃 <u>0</u> の方
予備日	令和2年11月10日(火)～ 11月13日(金)	予備日（指定日で都合のつかない方）

※1 受付時間は、午前の部は9：30～11：45、午後の部は13：30～16：00です。

※2 県内本店業者の方、県外本店業者の方共通です。

3 申請書提出先及び提出方法

本店所在地	提出先	提出方法 ^{※1}
東南村山	村山総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68 TEL 023-621-8189(直通)	持 参 の み (県内本店業者の方は、 原則として持参のみと なります。)
西 村 山	村山総合支庁 西村山建設総務課 行政係 〒991-8501 寒河江市大字西根字石川西 355 TEL 0237-86-8379(直通)	
北 村 山	村山総合支庁 北村山建設総務課 行政係 〒995-0024 村山市楯岡笛田4-5-1 TEL 0237-47-8654(直通)	
最 上	最上総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 TEL 0233-29-1377(直通)	
東南置賜	置賜総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒992-0012 米沢市金池7-1-50 TEL 0238-26-6069(直通)	
西 置 賜	置賜総合支庁 西置賜建設総務課 行政係 〒993-8501 長井市高野町2-3-1 TEL 0238-88-8223(直通)	
庄 内	庄内総合支庁 建設部 建設総務課 行政係 〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1 TEL 0235-66-5574(直通)	
県 外	山形県庁県土整備部 建設企画課 〒990-8570 山形市松波2-8-1 TEL 023-630-2402(直通)	持参 又は 郵送 ^{※2} (いずれでも可)

※1 電子申請には対応しておりません（定期受付、追加受付とも）。

※2 郵送の場合、受付日の指定はありませんので、各受付期間の最初の日以降に到着するよう発送してください。受付最終日の消印分まで受け付けます。

封筒には「入札参加資格審査申請書在中」と記入してください。また、受理印が必要な場合は、返送先住所等を明記し、切手を貼付した返信用の封筒又はハガキを同封してください。

なお、郵送による申請の場合、資料の不備等の連絡は電子メールで行いますので、競争入札参加資格審査申請書に、担当者のメールアドレス（行政書士による代理申請の場合は、行政書士のメールアドレス）を必ず記載してください。

4 入札参加希望業種、総合点数及び格付

山形県では、建設業法第2条に定める 29 業種を発注業種区分とし、経営事項審査を受けた業種を入札参加希望業種とみなして名簿登載します。

また、「土木一式」「建築一式」「電気」「管」「舗装」の5業種については、経営事項審査の総合評定値（客観点）と山形県独自の評価点（発注者別評価点）の合計（＝総合点数）・特定建設業許可の有無・1級技術者の人数により各申請者を格付します。

	業種	格付		業種
01	土木一式	A～D	15	板金
02	建築一式	A～D	16	ガラス
03	大工		17	塗装
04	左官		18	防水
05	とび・土工・コンクリート		19	内装仕上
06	石		20	機械器具設置
07	屋根		21	熱絶縁
08	電気	A～C	22	電気通信
09	管	A～C	23	造園
10	タイル・れんが・ブロック		24	さく井
11	鋼構造物		25	建具
12	鉄筋		26	水道施設
13	舗装	A～C	27	消防施設
14	しゅんせつ		28	清掃施設
			29	解体

※1 業者単体の他に経常建設共同企業体（経常JV）として入札参加申請を行う場合は、経常JVを結成した業種については、業者単体としては名簿登載を行いません。

【参考1】令和元・2年度入札参加資格審査における格付基準

土 木 一 式		
等級	県内業者	県外業者
A	総合点数 920 点以上 特定建設業許可 1 級技術者 5 名以上	総合点数 1070 点以上 特定建設業許可
B	総合点数 770 点以上 特定建設業許可 1 級技術者 2 名以上	総合点数 890 点以上 特定建設業許可
C	総合点数 700 点以上	総合点数 750 点以上
D	総合点数 699 点以下	総合点数 749 点以下
建 築 一 式		
A	総合点数 900 点以上 特定建設業許可 1 級技術者 5 名以上	総合点数 1020 点以上 特定建設業許可
B	総合点数 790 点以上 特定建設業許可 1 級技術者 1 名以上	総合点数 980 点以上 特定建設業許可
C	総合点数 680 点以上	総合点数 760 点以上
D	総合点数 679 点以下	総合点数 759 点以下

電 気		
等級	県内業者	県外業者
A	総合点数 810 点以上 特定建設業許可 1 級技術者 2 名以上	総合点数 1130 点以上
B	総合点数 690 点以上 1 級技術者 1 名以上	総合点数 920 点以上
C	A 又は B に該当しない者	総合点数 919 点以下
管		
A	総合点数 800 点以上 特定建設業許可 1 級技術者 2 名以上	総合点数 1140 点以上
B	総合点数 670 点以上 1 級技術者 1 名以上	総合点数 940 点以上
C	A 又は B に該当しない者	総合点数 939 点以下
舗 装		
A	総合点数 890 点以上 1 級技術者 5 名以上	総合点数 1030 点以上
B	総合点数 730 点以上 1 級技術者 2 名以上	総合点数 830 点以上
C	A 又は B に該当しない者	総合点数 829 点以下

【参考 2】平成 23 年度以降の入札に適応されている発注基準

工事の種類	工事の設計金額	入札参加可能等級
土木一式	8 千万円以上	A
	3 千万円以上 8 千万円未満	A, B
	1 千万円以上 3 千万円未満	B, C
	1 千万円未満	C, D
建築一式	1 億 5 千万円以上	A
	5 千万円以上 1 億 5 千万円未満	A, B
	1 千万円以上 5 千万円未満	B, C
	1 千万円未満	C, D
電気工事 及び 管工事	6 千万円以上	A
	2 千万円以上 6 千万円未満	A, B
	2 千万円未満	B, C
舗装工事	3 千万円以上	A
	1 千万円以上 3 千万円未満	A, B
	1 千万円未満	B, C

5 審査結果の通知

県の基準に基づき審査した結果を 11 月受付の場合は翌年の 3 月下旬、8 月受付の場合は 9 月下旬に、本店に通知します。

6 名簿の公表について

入札参加資格者名簿は、山形県ホームページ等で公表します。

7 電子入札の実施について

山形県が実施する競争入札については、原則全てが電子入札となっております。入札に参加される場合は、入札参加資格申請だけでなく、別途、**電子入札の利用者登録が必要**となります。

経常建設共同企業体については、代表構成員（経常建設共同企業体を代表して入札等を行う構成員）の利用者登録が必要となります。

なお、令和元・2 年度名簿に登載されていない方で令和 3・4 年度名簿に登載される予定の方は、「1 受付期間、名簿登載期間及び審査基準日」に掲げた名簿登載期間の最初の日以降に電子入札の利用者登録をすることになります。

利用者登録の方法等詳細については「山形県電子入札システム案内ページ」をご覧ください。

URL : <https://www.pref.yamagata.jp/sr/dbkk2/index.html>

8 大臣・知事コード表

00	大臣	08	茨城	16	富山	24	三重	32	島根	40	福岡
01	北海道	09	栃木	17	石川	25	滋賀	33	岡山	41	佐賀
02	青森	10	群馬	18	福井	26	京都	34	広島	42	長崎
03	岩手	11	埼玉	19	山梨	27	大阪	35	山口	43	熊本
04	宮城	12	千葉	20	長野	28	兵庫	36	徳島	44	大分
05	秋田	13	東京	21	岐阜	29	奈良	37	香川	45	宮崎
06	山形	14	神奈川	22	静岡	30	和歌山	38	愛媛	46	鹿児島
07	福島	15	新潟	23	愛知	31	鳥取	39	高知	47	沖縄

9 行政書士による代理申請

行政書士による代理申請の場合、下記①及び②について、ご注意ください。

① 委任状の提出

代理申請を行う場合には、申請者本人から申請代理人への委任状を提出してください。なお、代理申請の場合でも、名簿登載通知は申請者本人に送付します。

② 申請書への押印

代理申請の場合、申請書への押印は、申請代理人氏名欄に申請代理人の押印をすれば足够了。したがって、申請書の代表者氏名欄への申請者の代表者印の押印は不要です。

なお、代理申請の場合、代表者印の押印が省略できる様式は以下のとおりです。

申請種別	代表者印の押印が省略できる様式
単体	第2章2の「No.1 競争入札参加資格審査申請書」 「No.21 競争入札参加資格変更届」
経常共同企業体	第3章3の「No.1 競争入札参加資格審査申請書」 「No.10 競争入札参加資格変更届」
事業協同組合	第4章2の「No.1 競争入札参加資格審査申請書」 「No.16 競争入札参加資格変更届」

※ これ以外の書類については、代理申請の場合でも、申請人の代表者印を省略することはできません。

第2章 業者単体による申請

1 申請資格者

山形県の入札参加資格審査を申請できるのは、次の全ての要件を満たす方です。

- ア 入札に係る契約を締結する能力を有する者であること。
- イ 破産者で復権を得ていない者でないこと。
- ウ 山形県の県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- エ 法律で義務付けられている社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入がなされていること。
- オー1 役員等（個人の場合はその者、法人の場合はその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表をいう。以下、同じ。）が暴力団員でないこと。
- オー2 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- オー3 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していないこと。
- オー4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- オー5 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

2 提出書類

※ 申請書類に虚偽の記載をした場合には、競争入札参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、指名停止や資格の取り消しになることがあります。

提出部数は各1部です。A4判でないものはA4判に拡大・縮小するか、A4判の用紙にのり付けして提出してください。

(1) 綴じるもの（No順に紐綴じ又はホチキス綴じ。フラットファイルは不可）

No	提出書類	対象者
1	競争入札参加資格審査申請書	全者
2	申請に係る誓約書	全者
3	建設業法第27条の29による総合評定値通知書（写）	全者 ※1、※2
4	消費税及び地方消費税の納税証明書（写）	全者 ※3
5	山形県の県税の納税証明書（写）	全者 ※4
6	個人県民税の納税証明書	山形県居住の個人事業主※5
7	令和3・4年度発注者別評価点に係る提出書類チェックリスト	県内本店業者で該当する方
8	No7のチェックリストでチェックを入れた書類（「綴じないもの」の指定があるものを除く）	県内本店業者で該当する方
9	社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入を証明できる書類※6	No3の総合評定値通知書（写）で未加入となっている社会保険について、審査基準日時点で加入している場合※6

(2) 綴じないもの（ホチキス綴じ厳禁。まとめる場合はゼムクリップを使用）

No	提出書類	備考
10	自己チェックシート兼受理票	全者
11	付表 1 県内業者入力票	県内本店業者は必須
12	付表 2 技術的評価・社会性評価入力票	県内本店業者は必須
13	付表 3 地域貢献活動報告書	県内本店業者で該当する方
14	付表 4 新分野進出申告書及び添付書類	県内本店業者で該当する方
15	下請代金支払に関する社内規則	県内本店業者で該当する方
16	付表 5 県外業者入力票	県外本店業者は必須
17	付表 6 役務の資格申請調書	全者
18	印鑑証明書（原本）	全者
19	委任状（受任者用）	県外本店業者で必要な方
20	使用印鑑届	契約時等に実印でない印鑑を使用する方
21	競争入札参加資格変更届	No3 の総合評定値通知書記載の住所や代表者名等が申請時の現況と異なる方。*2
22	委任状（代理申請用）	代理申請を希望する方

※1 総合評定値通知書は、審査基準日（通知書右上）と結果通知日（通知書左下）のいずれもが以下の範囲内であり、かつ最新であることが必要です。以下に合致する通知書を提出できない場合は、申請を受理しません。

受付区分	日付	
	定期 令和 2年 11月	審査基準日
	結果通知日	H31. 4. 1～ R2. 10. 31
追加 令和 3年 8月	審査基準日	R1. 12. 31～ R3. 7. 31
	結果通知日	R2. 1. 1～ R3. 7. 31
追加 令和 3年 11月	審査基準日	R2. 3. 31～ R3. 10. 31
	結果通知日	R2. 4. 1～ R3. 10. 31
追加 令和 4年 8月	審査基準日	R2. 12. 31～ R4. 7. 31
	結果通知日	R3. 1. 1～ R4. 7. 31

※2 入札参加資格者名簿は、総合評定値通知書に記載されている住所・商号・代表者名・電話番号・許可番号等をもとに作成します。そのため、通知書記載内容が現況と異なる場合は、入札参加資格審査申請時に必ず No21 の「競争入札参加資格変更届」も提出して下さい。

総合評定値通知書の記載内容に異動があったにもかかわらず No21 の変更届の提出がない場合は、総合評定値通知書の内容で名簿登載されます。

なお、令和元・2年度名簿に係る変更届として届出済の事項であっても、令和3・4年度入札参加資格申請用の変更届として改めて届出してください。ただし、届出済の事項である場合は変更届の「変更年月日」欄に「令和〇年〇月〇日届出済」のように記載し、添付書類は不要とします。

- ※3 消費税及び地方消費税に係る納税証明書は、税務署が発行します。消費税の**免税事業者の方も提出が必要です**（免税事業者であっても証明書は発行されます）。納税証明書は「その1（納税額等証明用）」、「その3（消費税及び地方消費税に未納税額がないことの証明）」又は「その3の3（法人税及び消費税に未納税額がないことの証明）」のいずれかとし、下記の条件を満たすものとします。**申請受付期間の最終日まで**に下記の条件を満たす納税証明書を提出できない場合は、申請を受理しません。

証明書様式	条件						
「その1」の場合	<p>① 証明年度が直近の決算年度*であるもの（ただし、「未納税額」欄が0円となっているものに限る。）。</p> <p>② 証明日は問わない。</p> <p>※消費税の納期は決算日から2か月以内です。そのため、令和2年11月定期受付の場合、提出する納税証明書の「年度及び区分」は次のとおりです。（「追加受付」の場合もこれにならってください。）</p> <table border="1" data-bbox="611 781 1417 1395"> <thead> <tr> <th data-bbox="611 781 979 875">総合評定値通知書 (経審)の審査基準日</th> <th data-bbox="979 781 1417 875">提出する「消費税及び地方消費税の納税証明書」の「年度及び区分」</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="611 875 979 1111">H31. 3. 31～R1. 8. 31 の場合</td> <td data-bbox="979 875 1417 1111">「年度及び区分」の(至)の日がR2. 3. 31～R2. 8. 31のもの ※左記の経審の際に提示した納税証明書(その1)では受付できません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="611 1111 979 1395">R1. 9. 1～R2. 10. 31 の場合</td> <td data-bbox="979 1111 1417 1395">「年度及び区分」の(至)の日がR1. 9. 1～R2. 10. 31のもの ※左記の経審の際に提示した納税証明書(その1)の写しで受付できます(ただし、未納税額が0円に限る。)</td> </tr> </tbody> </table>	総合評定値通知書 (経審)の審査基準日	提出する「消費税及び地方消費税の納税証明書」の「年度及び区分」	H31. 3. 31～R1. 8. 31 の場合	「年度及び区分」の(至)の日がR2. 3. 31～R2. 8. 31のもの ※左記の経審の際に提示した納税証明書(その1)では受付できません。	R1. 9. 1～R2. 10. 31 の場合	「年度及び区分」の(至)の日がR1. 9. 1～R2. 10. 31のもの ※左記の経審の際に提示した納税証明書(その1)の写しで受付できます(ただし、未納税額が0円に限る。)
総合評定値通知書 (経審)の審査基準日	提出する「消費税及び地方消費税の納税証明書」の「年度及び区分」						
H31. 3. 31～R1. 8. 31 の場合	「年度及び区分」の(至)の日がR2. 3. 31～R2. 8. 31のもの ※左記の経審の際に提示した納税証明書(その1)では受付できません。						
R1. 9. 1～R2. 10. 31 の場合	「年度及び区分」の(至)の日がR1. 9. 1～R2. 10. 31のもの ※左記の経審の際に提示した納税証明書(その1)の写しで受付できます(ただし、未納税額が0円に限る。)						
「その3」又は「その3の3」の場合	証明日が審査基準日(名簿受付日の前月の末日)から遡って3か月以内のもの。（「中間納付」を含めて証明日時時点で未納がある場合は、発行されません。）						

《消費税及び地方消費税の納税証明書の請求方法》

納税証明書交付請求書

収入印紙ちよう付欄
(清印しないでください)

税務署長 あて

年 月 日

【代理人記入欄】
代理人の方のみ記入してください。
住所
氏名
※代理人の方が請求される場合は委任状が必要です。

住所 (納税地)	
(フリガナ)	
氏名 又は 法人名及び 代表者氏名	

信託の名称:

下記のとおり、納税証明書の交付を請求します。

証明書の種類	「その1」を請求する場合		「その3」を請求する場合	
	<input checked="" type="checkbox"/> その1	<input type="checkbox"/> その2	<input checked="" type="checkbox"/> その3 <input type="checkbox"/> その3の2 <input type="checkbox"/> その3の3	<input type="checkbox"/> その4
証明を受けようとする税目 (該当する税目にレ印を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 申告所得税 <input type="checkbox"/> 法人税 <input checked="" type="checkbox"/> 消費税及び地方消費税 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 申告所得税 <input type="checkbox"/> 法人税	<input type="checkbox"/> 申告所得税 <input type="checkbox"/> 法人税 <input checked="" type="checkbox"/> 消費税及び地方消費税 <input type="checkbox"/> その他()	
証明を受けようとする国税の年度	自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分	自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分	自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分	
証明を受けようとする事項	・納付すべき税額 ・納付済額 ・未納税額 <input type="checkbox"/> 法定納期限等 <input type="checkbox"/> 源泉徴収税額 <input type="checkbox"/> 未納税額のみ (□には、必要な場合にレ印を記入してください。) (チェックしない)	所得金額 ※申告所得税の証明の場合、所得種類別の証明も可能です。□には証明を受けようとする事項にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 総所得金額の証明 <input type="checkbox"/> 事業所得金額の証明 <input type="checkbox"/> 上記以外の所得金額の証明 ()	未納の税額がないこと ※その3の2は「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」に、その3の3は「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納税額がないこととなります。	次の期間について、滞納処分を受けたことがないこと 自 年 月 日 至 年 月 日
証明書の請求枚数	1 枚	枚	1 枚	枚

証明書の使用目的 資金借入 入札参加指名願 登録申請(更新) 保証人 その他()

※ 税務署整理欄

本人(代理人)確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 身分証明書() <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(顔写真真付) <input type="checkbox"/> その他()	確認者																											
委任事実の確認	<input type="checkbox"/> 電話照会 <input type="checkbox"/> 印影照合 <input type="checkbox"/> 申告書等確認 <input type="checkbox"/> その他()																												
収入印紙	<table border="1"> <tr> <th>その1</th> <th>税目数</th> <th>年度</th> <th>枚</th> <th>円</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>その2</td> <td></td> <td>年度</td> <td>枚</td> <td>円</td> <td rowspan="4">円 (内現金 円)</td> </tr> <tr> <td>その3</td> <td></td> <td>年度</td> <td>枚</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>その4</td> <td></td> <td>年度</td> <td>枚</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>枚</td> <td>円</td> </tr> </table>	その1	税目数	年度	枚	円	合計	その2		年度	枚	円	円 (内現金 円)	その3		年度	枚	円	その4		年度	枚	円				枚	円	確認者 証明番号
その1	税目数	年度	枚	円	合計																								
その2		年度	枚	円	円 (内現金 円)																								
その3		年度	枚	円																									
その4		年度	枚	円																									
			枚	円																									
現金					円	納付一連番号	領収担当者印																						
整理番号																													

※4 証明日が審査基準日（名簿受付日の前月の末日）から遡って3か月以内のもの。

山形県の県税に関する納税証明書は、**全者が提出の必要があります。**

山形県税に関する納税証明書は、最寄の山形県総合支庁税務課で請求し、**全ての県税税目について滞納がないことの証明を受けてください**（県外業者については、いずれの総合支庁税務課へも請求できますが、混雑緩和のため、郵送による請求の場合は、下記のとおり本店所在地により受付の担当区域を設けさせていただいておりますので、御協力のほどよろしく申し上げます）。なお、**滞納がある場合は、納税証明書が発行されません。**また、受付期間の最終日まで**全ての県税について滞納がない旨の納税証明書が提出できない場合は、申請を受理しません。**

なお、具体的な請求方法等の詳細については、別紙「山形県税の納税証明書について」をご参照いただくか、各総合支庁担当課へお問い合わせください。

○納税証明書の請求先

本店所在地	請求先
東南村山地域	村山総合支庁 納税課 管理担当 〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68 TEL 023-621-8135(直通)
西村山地域	村山総合支庁 西村山税務室 納税管理担当 〒991-8501 寒河江市大字西根字石川西 355 TEL 0237-86-7280(直通)
北村山地域	村山総合支庁 北村山税務室 納税管理担当 〒995-0024 村山市楯岡笛田4-5-1 TEL 0237-47-8625(直通)
最上地域	最上総合支庁 税務課 納税管理担当 〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 TEL 0233-29-1233(直通)
東南置賜地域	置賜総合支庁 税務課 納税管理担当 〒992-0012 米沢市金池7-1-50 TEL 0238-26-6101(直通)
西置賜地域	置賜総合支庁 西置賜税務室 納税管理担当 〒993-8501 長井市高野町2-3-1 TEL 0238-88-8211(直通)
庄内地域	庄内総合支庁 税務課 管理担当 〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1 TEL 0235-66-5437(直通)
県 外	山形県内に事務所もしくは事業所を有しない業者の場合は、上記のいずれかの窓口へ郵送で請求してください。 なお、混雑緩和のため、受付の担当区域を設けさせていただいておりますので、御協力をお願いします。 ① 村山総合支庁納税課 = 北海道、東北、関東地域 ② 庄内総合支庁税務課 = 上記以外の地域

※担当地域以外に請求いただいても、請求先の総合支庁において納税証明書の発行は行います。

※5 証明日が審査基準日（名簿受付日の前月の末日）から遡って3か月以内のもの。

山形県の県税のうち、個人県民税はその徴収を担当する市町村が未納がないことを証明しますので、納税証明書はお住まいの市町村で発行を受けてください。受付期間の最終日まで個人県民税について滞納又は未納がない旨の納税証明書が提出できない場合は、申請を受理しません。

《山形県の県税に未納がないことの証明書の請求方法》

納 税 証 明 請 求 書

*太枠欄のみ記入してください。

山形県 総合支庁長 殿		平成 年 月 日	
請 求 者 (窓 口 に 来 た 方)	住 (居) 所 又 は 所 在 地	納 特 別 税 徴 取 義 務 者 又 は 義 務 者	<input type="checkbox"/> 請求者と同一(納税義務者欄記入不要) <input type="checkbox"/> 請求者と別
	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	住 (居) 所 又 は 所 在 地	
	電 話 番 号 () - ()	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	

下記のとおり納税証明書の交付を請求します。 *該当する項目の□に☑を付けてください。

税 目 等	使 用 目 的	証 明 事 項	請 求 枚 数																
<input type="checkbox"/> 自動車税 <自動車登録番号> かな <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">山形・庄内</div>	<input type="checkbox"/> 名義変更 <input type="checkbox"/> 残債何 <input type="checkbox"/> 抹消登録 <input type="checkbox"/> 所有権解除 <input type="checkbox"/> その他 ()	税額 (納付(納入)すべき額、 納付(納入)済額、未納税額) ()	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">1</div> 枚																
<input type="checkbox"/> 法人事業税(地方法人特別税を含む) <事業年度> 年 月 日 ~ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 法人県民税 <事業年度> 年 月 日 ~ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 個人事業税 <所得年> 年 ~ 年 <input type="checkbox"/> その他の税目 ()	<input type="checkbox"/> 建設業許可申請 <input type="checkbox"/> 建設業法による変更届出 <input type="checkbox"/> 入札参加資格審査申請 <input type="checkbox"/> 資金借入 <input type="checkbox"/> その他 ()	税額 (納付(納入)すべき額、 納付(納入)済額、未納税額) ()	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">従 業 員 氏 名</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; height: 20px;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">※ 発行 No. ~</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">何 様</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">関係者</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">氏 名</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">支 店 長 印 鑑</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">関係者</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">支 店 長 印 鑑</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">関係者</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">支 店 長 印 鑑</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">関係者</td> </tr> </table>	従 業 員 氏 名				※ 発行 No. ~		何 様	関係者	氏 名		支 店 長 印 鑑	関係者	支 店 長 印 鑑	関係者	支 店 長 印 鑑	関係者
従 業 員 氏 名																			
※ 発行 No. ~																			
何 様	関係者																		
氏 名																			
支 店 長 印 鑑	関係者																		
支 店 長 印 鑑	関係者																		
支 店 長 印 鑑	関係者																		
<input type="checkbox"/> 鉱区税 <登録番号> 山形県 掘権登録第 号	<input type="checkbox"/> 試掘権の延長 <input type="checkbox"/> 試掘権の採掘権への転願 <input checked="" type="checkbox"/> 入札参加資格審査申請 <input type="checkbox"/> 公益法人認定申請 <input type="checkbox"/> 酒類販売業等免許申請 <input type="checkbox"/> その他 ()	納税状況 (滞納の理由) <input checked="" type="checkbox"/> 現在県税の滞納がない <input type="checkbox"/> 過去 年以内に県税の滞 納処分を受けたことがない <input type="checkbox"/> その他 ()																	
<input checked="" type="checkbox"/> 全ての県税(地方法人特別税を含む)	<input type="checkbox"/> その他 ()	()																	

- ◆ 代理人等が請求する場合は委任状が必要です。ただし、次の場合は省略できます。
- ・法人の代表者又は従業員が、代表者印（実印）を使用して請求する場合
（従業員等欄に所属部署等及び氏名を記入してください。）
- ・車検証原本を提示し、自動車税の納税証明を請求する場合
- ◆ 自動車税の納税証明の請求の場合は、納税義務者欄の記入について、車検証に記載されている現在の使用者についての記入でも結構です。
- ◆ 1件につき400円の手数料(県証紙)が必要です(鉱区税は無料)。税目、年度、証明事項ごとに1件として計算します。
- ◆ 納付(納入)直後(概ね2週間以内)の場合は領収書の原本を持参してください。
- ◆ 窓口に来た方の身分証明書(運転免許証等)を確認させていただく場合があります。

※ 県証紙ちよう付欄

※6 社会保険への加入状況については、No3「総合評定値通知書（写）」で確認しますが、「総合評定値通知書」で未加入となっているものの、審査基準日時点で加入している場合は、下記の書類を提出してください。

① 雇用保険

下記の書類のいずれか

- ・資格取得等確認通知書（写）
- ・審査基準日を含む年度の「概算保険料又は確定保険料申告書（写）」及び「領収済通知書（写）（領収印が押されたもの）」

② 健康保険及び厚生年金保険

下記の書類のいずれか

- ・被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（写）
- ・被保険者報酬月額基礎届に伴う「標準報酬決定通知書（写）」
- ・審査基準日を含む月の「保険料の領収通知書（写）」

なお、審査基準日は以下のとおり。

- ・令和 2年 11月定期 : R2. 10. 31
- ・令和 3年 8月追加 : R3. 7. 31
- ・令和 3年 11月追加 : R3. 10. 31
- ・令和 4年 8月追加 : R4. 7. 31

また、「総合評定値通知書」で未加入となっているものの、審査基準日時点で社会保険の適用を受けないこととなっている場合については、別紙様式の「健康保険及び厚生年金保険の適用を受けないことの申出書」「雇用保険の適用を受けないことの申出書」を提出してください。

3 発注者別評価点について

「発注者別評価点」とは、従来、「主観点」と呼称していたものです。山形県では、「発注者別評価点」を「技術的評価」と「社会性評価」の2つに分類し、評価体系を構築しています。令和3・4年度入札参加資格申請では、下記により評価する予定です。

	審査項目	配点
技術的評価	① 工事成績	-250～250
	② 優良建設工事知事顕彰	20
	③ 総合評価（標準型）	1～10/件
	④ 契約後V E提案	1～10/件
	⑤ 1級の技術者数	1/人(上限無し)
法令遵守	⑥ 労働基準法等違反	-10/回
	⑦ 指名停止 ※指名停止中に名簿（工事/測量コンサル/工事材料）全て辞退した場合は、県内業者-100、 県外業者-200をさらに減ずる。	-20/月
	⑧ 不当要求防止責任者講習	5
環境保全	⑨ エコアクション21	5
安全労働	⑩ 労働安全衛生講習の受講	10
労働者福利	⑪ 障がい者雇用 法定雇用率の達成	5
	障がい者雇用優良事業主認定制度での認定	5
	⑫ 子育て支援	5
	⑬ ワーク・ライフ・バランス優良企業知事表彰・山形いきいき子育て応援企業	5
	⑭ 建設雇用改善優良事業所	5
社会貢献	⑮ 地域貢献活動 災害時対応	15
	維持管理活動	10
	その他の地域貢献活動	5
	人材育成	⑯ 新規学卒者の雇用促進 新規学卒者の採用
インターンシップ・職場体験学習		5
⑰ 若手技術者の資格取得		5/人(上限無し)
⑱ 山形ウーマノミクスの推進 女性の採用		10
女性技術者の資格取得		5/人(上限無し)
その他		⑲ 協力雇用主としての活動 事業所見学会、職場体験講習の受入れ
	「保護観察」又は「更生緊急保護」の対象者の雇用	3
	⑳ 経営革新への取り組み 新分野進出・経営革新計画の承認	3
	再生可能エネルギー分野への進出	2
	㉑ 下請代金支払に関する社内規則	5

※ 県外本店業者は、工事成績・総合評価加算点・V E提案・労基法等違反・指名停止のみ評価対象

(1) 技術的評価

① 工事成績	
評価基準	<p>審査対象期間に完成検査が終了した県発注工事について工事成績評定を受けた場合、1件ごと下記により算定した数値 加(減)点 = (工事成績 - 81) × 4</p> <p>※ 加(減)点が0点となる基準の81点は、平成30～令和元年度に完成した県発注工事の工事成績の平均を基にしています。 ※ 県発注工事とは、企業局及び病院事業局を含む山形県の全ての組織が発注した工事をいいます。</p>
配点	<p>-250点～+250点(業種ごとに加減点) ※ 加点の合計が250点より大きい場合は250点とし、減点の合計が-250点より小さい場合は、-250点とする。</p>
審査対象期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年11月定期 : H30.11.1～R2.10.31の2年間 ・ 令和3年8月追加 : H30.11.1～R2.10.31の2年間 ・ 令和3年11月追加 : H30.11.1～R2.10.31の2年間 ・ 令和4年8月追加 : H30.11.1～R2.10.31の2年間
対象者	県内本店業者・県外本店業者
提出書類	・ 不要(県が保有する工事成績のデータで評価します。)
その他	・ J Vで受注した工事の工事成績は、業者単体の発注者点としては加(減)算されません。

② 山形県優良建設工事知事顕彰	
評価基準	審査対象期間に、山形県優良建設工事知事顕彰を受章した場合
配点	1回につき20点(全業種に加点)
審査対象期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年11月定期 : H30.11.1～R2.10.31の2年間 ・ 令和3年8月追加 : H30.11.1～R2.10.31の2年間 ・ 令和3年11月追加 : H30.11.1～R2.10.31の2年間 ・ 令和4年8月追加 : H30.11.1～R2.10.31の2年間
対象者	県内本店業者
提出書類	・ 不要(県が保有する表彰のデータで評価します。)
その他	・ J Vで受注した工事の顕彰は、業者単体の発注者点としては加算されません。

③ 総合評価落札方式（標準型）の入札における加算点	
評価基準	<p>審査対象期間における総合評価落札方式（標準型）の入札で加算点がついた場合、その数値。</p> <p>※1 総合評価落札方式（標準型）の入札に参加し、加算点がついた場合は、落札者とならなかった方にも加点します。</p> <p>※2 ただし、下記の場合は、加算点がついたとしても、加点されません。</p> <p>① 入札が不調・不落到終わった（入札が成立しなかった）場合</p> <p>② 総合評価の加算点が付いてから入札を辞退した場合</p> <p>③ 共同企業体として入札参加した場合</p>
配点	1件につき1～10点（業種ごとに加点。加算点が10点を超える工事については、10点満点に換算した場合の数値とする（端数は四捨五入）。）
審査対象期間	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年11月定期 : H30.11.1～R2.10.31の2年間 ・令和3年8月追加 : H30.11.1～R2.10.31の2年間 ・令和3年11月追加 : H30.11.1～R2.10.31の2年間 ・令和4年8月追加 : H30.11.1～R2.10.31の2年間
対象者	県内本店業者・県外本店業者
提出書類	・不要（県が保有する入札のデータで評価します。）
その他	・JVで参加した入札の加算点は、業者単体の発注者点としては加算されません。

④ 契約後VE提案	
評価基準	審査対象期間に完成検査が終了した工事について、「山形県建設工事成績評定要領」に基づく評点のうち、監督員の「高度技術」のVE方式に係る加算点がある場合、その数値。
配点	1件につき1～10点（業種ごとに加点。端数は四捨五入）
審査対象期間	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年11月定期 : H30.11.1～R2.10.31の2年間 ・令和3年8月追加 : H30.11.1～R2.10.31の2年間 ・令和3年11月追加 : H30.11.1～R2.10.31の2年間 ・令和4年8月追加 : H30.11.1～R2.10.31の2年間
対象者	県内本店業者・県外本店業者
提出書類	・不要（県が保有する契約後VE提案のデータで評価します。）

⑤ 一級の技術職員数	
評価基準	審査基準日時点で最新の総合評定値通知書における一級技術職員数の合計人数に応じた数値
配点	1人につき1点（全業種に加点。）
審査基準日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年11月定期 : R2. 10. 31 ・令和3年8月追加 : R3. 7. 31 ・令和3年11月追加 : R3. 10. 31 ・令和4年8月追加 : R4. 7. 31
対象者	県内本店業者
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評定値通知書（写）【再掲】 ※ 第2章「2 提出書類」で提出を求めている総合評定値通知書をもとに評価します。したがって、1部提出すれば足够了。

(2) 社会性評価

I 法令の遵守状況

⑥ 労働基準法等違反	
評価基準	審査対象期間に、労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法又は最低賃金法に違反するとして、山形労働局長から通報があった回数に応じた数値。（労働災害関係及び賃金不払については除く。）
配点	1回－10点（全業種で減点）
審査対象期間	・令和2年11月定期 : H30. 11. 1～R2. 10. 31 の2年間 ・令和3年8月追加 : R1. 8. 1～R3. 7. 31 の2年間 ・令和3年11月追加 : R1. 11. 1～R3. 10. 31 の2年間 ・令和4年8月追加 : R2. 8. 1～R4. 7. 31 の2年間
対象者	県内本店業者・県外本店業者
提出書類	・不要（県が山形労働局から受けた通報をもとに評価します。）

⑦ 指名停止の状況	
評価基準	審査対象期間に、「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱」に基づく指名停止措置を受けた場合、その期間に応じた数値。
配点	1か月につき－20点 （全業種で減点。1か月未満の端数がある場合は、それを1か月とする。） なお、指名停止期間中に、建設工事、設計・測量・調査・コンサルタント及び工事材料に係る競争入札参加資格者名簿全ての登載を辞退し、名簿から削除された場合は、県内業者は100点、県外業者は200点をあわせて減ずる。
審査対象期間	・令和2年11月定期 : H30. 11. 1～R2. 10. 31 の2年間 ・令和3年8月追加 : H30. 11. 1～R2. 10. 31 の2年間 ・令和3年11月追加 : H30. 11. 1～R2. 10. 31 の2年間 ・令和4年8月追加 : H30. 11. 1～R2. 10. 31 の2年間
対象者	県内本店業者・県外本店業者
提出書類	・不要（県が保有する指名停止のデータをもとに評価します。）

⑧ 不当要求防止責任者講習	
評価基準	審査対象期間に、山形県公安委員会から委託を受けて(公財)山形県暴力追放運動推進センターが実施する「不当要求防止責任者講習」を受講した者が、審査基準日時点で在籍している場合。
配点	5点(全業種に加点)
審査対象期間と審査基準日	<p style="text-align: center;">【審査対象期間 / 審査基準日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年11月定期 : H28. 11. 1～R2. 10. 31の4年間 / R2. 10. 31 ・令和3年8月追加 : H29. 8. 1～R3. 7. 31の4年間 / R3. 7. 31 ・令和3年11月追加 : H29. 11. 1～R3. 10. 31の4年間 / R3. 10. 31 ・令和4年8月追加 : H30. 8. 1～R4. 7. 31の4年間 / R4. 7. 31 <p>※1 審査対象期間に本講習が開催されていないため、受講することができなかった場合は、特例として審査対象期間の末日を1か月延長するものとしします。</p>
対象者	県内本店業者
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・山形県暴力追放運動推進センターが交付した「受講修了書」の写し ・受講者の健康保険証の写しなど、常勤性が確認できるもの。※1 <p>※1 受講者が建設業法施行規則の「様式第7号 経營業務の管理責任者証明書」又は「様式第8号(1) 専任技術者証明書」又は「様式第11号の2 国家資格者等・監理技術者一覧表」により既に山形県に届け出ている者である場合は、省略できます。</p> <p>※2 基準を満たす受講者が2名以上在籍している場合でも加点対象となるのは1名分のみです。したがって、提出書類も1名分のみとなります。</p> <p>※3 上記特例を適用し、審査対象期間の末日を1か月延長したことにより、競争入札参加資格申請書に提出書類を添付できない場合は、審査対象期間の末日までに提出書類を提出できればよいものとしします。</p>
その他	<p>不当要求防止責任者講習については、「山形県警察本部 組織犯罪対策課」又は「(公財)山形県暴力追放運動推進センター」にお問合せください。</p> <p style="text-align: right;">(公財)山形県暴力追放運動推進センター : <u>0120-89-3040</u> <u>023-633-8930</u> (代表)</p> <p style="text-align: right;">山形県警察本部 組織犯罪対策課 : <u>023-626-0110</u> (代表)</p> <p>なお、上記特例により審査対象期間の末日を1か月延長してもなお、その期間内での開催案内が無かった場合は、下記資料を提出してください。審査の結果、加点する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山形県暴力追放運動推進センターが交付した直近の「受講修了書」の写し ・受講者の健康保険証の写しなど、常勤性が確認できるもの。(上記※1参照) ・健康保険証の写しを提出する場合は、「被保険者等記号・番号等」を塗りつぶしてください。 ・「不当要求防止責任者講習に係る誓約書」

II 環境保全に関する対策

⑨ エコアクション 21 の認証取得	
評価基準	審査基準日時点において、エコアクション 21 の認証を取得している場合。 ※1 建設分野に係る認証に限ります。 ※2 (一財) 持続性推進機構による認証に限ります。
配点	5点(全業種で加点。)
審査基準日	・令和2年11月定期 : R2. 10. 31 ・令和3年8月追加 : R3. 7. 31 ・令和3年11月追加 : R3. 10. 31 ・令和4年8月追加 : R4. 7. 31
対象者	県内本店業者
提出書類	・エコアクション 21 の登録証の写し

Ⅲ 労働安全衛生への取組み

⑩ 労働安全衛生講習の受講	
評価基準	審査対象期間に、県が指定する労働安全衛生に関する講習等を受講した者が審査基準日時点で在籍している場合
指定する講習	建設業労働災害防止協会（建災防）山形県支部及び山形県労働基準協会連合会が実施する下記の講習。 1) 職長・安全衛生責任者教育 2) 職長・安全衛生責任者能力向上教育 3) 車両系建設機械(整地)安全衛生教育(定期) 4) 安全管理者選任時研修 5) 職長等安全衛生教育(初任時) 6) 安全衛生推進者養成講習 7) 安全衛生推進者能力向上教育(初任時) 8) 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育（建設従事者教育） 9) 安全衛生スタッフ向けリスクマネジメント実務研修 10) リスクアセスメント実務担当者研修 11) 新入者雇入時安全衛生教育 12) 斜面の点検者に対する安全教育 ※ 上記に該当しない講習は、評価対象となりません。
配点	1人につき2点（最大10点。全業種で加点） ※ 加点の基準は次のとおりとする。 1人が異なる2つの講座を受講している場合→1人×2点×2講座＝ <u>4点</u> 同じ講座を3名が受講している場合 →3人×2点×1講座＝ <u>6点</u> 1人が同じ講座を2回受講している場合 →1人×2点×1講座＝ <u>2点</u> 1人が違う現場で8)を2回受講している場合→1人×2点×1講座＝ <u>2点</u>
審査対象期間と審査基準日	【審査対象期間 / 審査基準日】 ・令和2年11月定期 : H30. 11. 1～R2. 10. 31 の2年間 / R2. 10. 31 ・令和3年8月追加 : R1. 8. 1～R3. 7. 31 の2年間 / R3. 7. 31 ・令和3年11月追加 : R1. 11. 1～R3. 10. 31 の2年間 / R3. 10. 31 ・令和4年8月追加 : R2. 8. 1～R4. 7. 31 の2年間 / R4. 7. 31
対象者	県内本店業者
提出書類	・当該講習の修了証 ・受講者の健康保険証の写し等、常勤性が確認できるもの※ ※ 受講者が建設業法施行規則の「様式第7号 経營業務の管理責任者証明書」又は「様式第8号（1）専任技術者証明書」又は「様式第11号の2 国家資格者等・監理技術者一覧表」により既に山形県に届け出ている者である場合は、省略できます。 ※ <u>健康保険証の写しを提出する場合は、「被保険者等記号・番号等」を塗りつぶしてください。</u>
その他	講習の主な実施機関は次のとおりです。各講習の日程は、実施機関にお問い合わせください。 ・建設業労働災害防止協会（建災防）山形県支部 ・山形県労働基準協会連合会（各地区の労働基準協会）

⑩ 労働安全衛生講習の受講	
その他 (つづき)	建災防山形県支部 : <u>023-642-3033</u> 建設業技能安全センター : <u>0237-83-2211</u> (一社)山形県労働基準協会連合会 : <u>023-674-0204</u> (一社)山形労働基準協会 : <u>023-643-7871</u> (一社)置賜労働基準協会 : <u>0238-21-5678</u> (一社)鶴岡労働基準協会 : <u>0235-22-1759</u> (一社)酒田労働基準協会 : <u>0234-22-1311</u> (一社)最上労働基準協会 : <u>0233-22-0942</u> (一社)村山労働基準協会 : <u>0237-53-2664</u>

IV 労働者福利厚生への取組み

⑪ 障がい者雇用	
評価基準	<p>1) 審査基準日時点で、「障害者雇用促進法」第43条に基づく法定雇用率を達成している場合。(常時雇用労働者数45.5人未満の事業者の場合は、障がい者を1人以上雇用している場合。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「除外率」の関係で、常時雇用労働者数が45.5人以上であって、法定雇用障がい者数の算定基礎となる常時雇用労働者の数が45.5人未満となる事業所にあつては、障がい者を1人以上雇用している場合に法定雇用率を達成しているとみなします。 ・申請者が「特例子会社」の適用を受ける企業の関係子会社である場合は、当該関係子会社(申請者)が障がい者を1人以上雇用している場合に法定雇用率を達成しているとみなします。 ・0.5人は短時間労働者1人の人数 <p>2) 障がい者雇用優良事業主認定制度で認定を受けている場合。</p>
配点	<p>1) 5点(全業種で加点)</p> <p>2) 5点(全業種で加点)</p>
審査基準日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年11月定期 : R2. 10. 31 ・令和3年8月追加 : R3. 7. 31 ・令和3年11月追加 : R3. 10. 31 ・令和4年8月追加 : R4. 7. 31
評価対象者	県内本店業者
提出書類	<p>1) 法定雇用義務がある事業者(常時雇用労働者数が45.5人以上)の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日の直前の6月1日における障がい者の雇用状況を報告した「障害者雇用状況報告書」の写し(公共職業安定所の受付印のあるものに限る。) <p>法定雇用義務がない事業者(常時雇用労働者数が45.5人未満)の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1名分の障がい者手帳(身体障害者手帳(1～6級又は7級の障がい2つ以上が重複するものに限る)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか)の写し。 ・上記の者の健康保険証の写し等、常勤性が確認できるもの* <p>※ 建設業法施行規則の「様式第7号 経營業務の管理責任者証明書」又は「様式第8号(1)専任技術者証明書」又は「様式第11号の2 国家資格者等・監理技術者一覧表」により既に山形県に届け出ている者である場合は、省略できます。</p> <p>※ <u>健康保険証の写しを提出する場合は、「被保険者等記号・番号等」を塗りつぶしてください。</u></p> <p>2) 山形県障がい者雇用優良事業主認定証の写し(審査基準日時点で有効なもの)</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用対策及び障がい者法定雇用率制度については下記へお問い合わせください。 山形労働局 職業対策課 : 023-626-6101 ・障がい者雇用優良事業主認定制度については下記へお問い合わせください。 山形県商工労働部 雇用対策課 : 023-630-2375

⑫ 子育て支援	
評価基準	審査対象期間に1か月以上の育児休業を取得した職員（男女を問わない）が基準日時点で在籍している場合。
配点	5点（全業種で加点）
審査対象期間と審査基準日	<p style="text-align: center;">【審査対象期間／審査基準日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年11月定期 : H30. 11. 1～R2. 10. 31の2年間／R2. 10. 31 ・令和3年8月追加 : R1. 8. 1～R3. 7. 31の2年間／R3. 7. 31 ・令和3年11月追加 : R1. 11. 1～R3. 10. 31の2年間／R3. 10. 31 ・令和4年8月追加 : R2. 8. 1～R4. 7. 31の2年間／R4. 7. 31 <p style="text-align: center;">育児休業の開始日が上記の審査対象期間内であること。</p>
評価対象者	県内本店業者
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所が発行する「育児休業給付受給資格確認通知書」又は「育児休業給付金支給決定通知書」の写し1名分 ・当該従業員の健康保険証の写し等、常勤性が確認できるもの* <p>※ 建設業法施行規則の「様式第7号 経營業務の管理責任者証明書」又は「様式第8号（1）専任技術者証明書」又は「様式第11号の2 国家資格者等・監理技術者一覧表」により既に山形県に届け出ている者である場合は、省略できます。</p> <p>※ <u>健康保険証の写しを提出する場合は、「被保険者等記号・番号等」を塗りつぶしてください。</u></p>

⑬ ワークライフバランス・男女共同参画	
評価基準	<p>下記のいずれかに該当する場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 審査対象期間に「山形県ワーク・ライフ・バランス優良企業知事表彰」を受賞した。 ② 審査基準日時点で「山形いきいき子育て応援企業認定制度」の「実践（ゴールド）企業」又は「優秀（ダイヤモンド）企業」として認定されている。
配点	5点（全業種で加点。両方に該当する場合、二重加点は行わない。）
審査対象期間と審査基準日	<p style="text-align: center;">【審査対象期間／審査基準日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年11月定期 : H30. 11. 1～R2. 10. 31の2年間／R2. 10. 31 ・令和3年8月追加 : R1. 8. 1～R3. 7. 31の2年間／R3. 7. 31 ・令和3年11月追加 : R1. 11. 1～R3. 10. 31の2年間／R3. 10. 31 ・令和4年8月追加 : R2. 8. 1～R4. 7. 31の2年間／R4. 7. 31
対象者	県内本店業者
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・山形県ワーク・ライフ・バランス優良企業知事表彰状の写し ・山形いきいき子育て応援企業認定証の写し（審査基準日時点で有効なもの）
その他	山形いきいき子育て応援企業認定制度については、下記へお問合せください。 山形県子育て推進部 若者支援・男女共同参画課：023-630-3269

⑭ 建設雇用改善優良事業所	
評価基準	<p>審査対象期間に、「建設雇用改善優良事業所」として表彰された場合。</p> <p>※ 厚生労働大臣表彰又は山形県知事感謝状に限ります。建設業協会会長表彰は、建設業協会の会員のみが対象であるため、非会員との均衡を図る観点から評価対象としていません。</p>
配点	5点（全業種で加点）
審査対象期間	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年11月定期 : H30.11.1～R2.10.31の2年間 ・令和3年8月追加 : R1.8.1～R3.7.31の2年間 ・令和3年11月追加 : R1.11.1～R3.10.31の2年間 ・令和4年8月追加 : R2.8.1～R4.7.31の2年間
対象者	県内本店業者
提出書類	・表彰状又は感謝状の写し

V 災害対応・公共施設維持管理等の社会貢献活動

⑮社会貢献活動	
評価基準	<p>審査対象期間に、企業として次のいずれかの活動を行った場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 災害時の対応（自治体や国との災害協定に基づく災害時パトロール等） 2) 維持管理活動 <ol style="list-style-type: none"> ア 「山形県マイロードサポート事業」又は「ふれあいの道路愛護事業」への参加 イ 「山形県ふるさとの川愛護活動支援事業」への参加 3) その他の地域貢献活動（別表に掲げるものに限る。） <p>※ 評価対象とする活動は、企業として組織的に実施したことが明らかなもの（原則として企業が単独で実施した活動）であって、提出書類により活動内容や時期が客観的に確認・証明できるものとします。</p> <p>※ 役員や従業員の個人的活動は評価対象となりません。</p>
配点	<ol style="list-style-type: none"> 1) の場合 15点 2) アとイの活動についてそれぞれ5点 3) の場合 5点（複数活動している場合、重複して加点しない） <p>※ 1)～3) 合せて最大30点、それぞれについて全業種で加点する。</p>
審査対象期間	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年11月定期 : H30. 11. 1～R2. 10. 31 の2年間 ・令和3年8月追加 : R1. 8. 1～R3. 7. 31 の2年間 ・令和3年11月追加 : R1. 11. 1～R3. 10. 31 の2年間 ・令和4年8月追加 : R2. 8. 1～R4. 7. 31 の2年間
対象者	県内本店業者
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1)～3) の活動ごとに「付表3 地域貢献活動報告書」作成し、下記の書類を添えて提出 <ol style="list-style-type: none"> 1) の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害協定の写し及び自治体や国へ提出した活動報告書等の写し ※ 県との災害協定に基づくパトロールは、報告書様式がないため、「付表3」に総合支庁の担当者による証明を受けることで可とします。 2) の場合 <ul style="list-style-type: none"> 県に提出した活動報告書、実施報告書等の写し。 3) の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 別表のとおり。

【その他の地域貢献活動別表】

活動内容	評価基準	挙証資料の例
山形県農地・水保全管理支払交付金の共同活動	活動組織に企業として参画し、活動を行った。	活動組織に企業として参画していることが分かる資料（構成員一覧）とし、「付表3」に活動組織の長による証明を受けること。
山形県山地防災ヘルパー	企業として活動を行った。	県に提出した活動報告書、実施報告書等の写し。
総合支庁独自ボランティア	県総合支庁建設部独自で又は建設部と他部局との連携により実施している地域貢献活動に該当するボランティア事業における参加団体としての活動を行った。	協定書や依頼文書等の写し及び活動証明書（様式は任意とするが活動企業名、活動場所、活動年月日、活動内容、参加者等を記載したもので、総合支庁建設部の担当者等から証明を受けたもの）の写し
除排雪ボランティア	市町村や社会福祉協議会等のボランティアに応募して、又はこれらから紹介等を受けて実施した除雪弱者宅等の除排雪ボランティアの活動。なお、従業員の個人的な活動ではなく企業活動の一環として組織的に実施したもので、かつ、請負契約や注文等に基づく活動ではなく自主的な非営利活動であること。	登録証や紹介文書等の写し及び活動証明書（様式は任意とするが活動企業名、活動場所、活動年月日、活動内容、参加者等を記載したもので、関係機関の担当者等から証明を受けたもの。）の写し
その他のボランティア	県内に所在する保育所・幼稚園・小中学校・福祉施設・地区集会所のいずれかを対象とした活動であって、活動内容が清掃・除草・剪定・植栽・除排雪・軽補修のいずれかであること	①参加型（申請企業以外のもが主催するボランティア活動に申請企業が参加した場合） ア 主催者が発行した募集案内・参加依頼文書の写し等、活動内容や日付が分かるもの イ 主催者による証明（ア及びイ） ②自主企画型（申請企業自らが企画・実施したボランティア活動） 活動内容、実施日が分かる自治体の広報誌（写）・新聞記事（写）等又は実施箇所の管理主体による証明（いずれか）
	それ以外に実施した道路・河川・海岸・公園及びその付帯施設等を対象とした清掃美化・除草・支障木伐採・剪定・植栽・除雪のボランティア活動	
消防団協力事業所	市町村又は消防庁による消防団協力事業所の認定がある	審査基準日時点で有効な表示証の写し
災害訓練への参加（水防団活動を含む）	国・地方公共団体等が実施したもので、実施場所が県内であるもの。	①主催者からの依頼文の写し等訓練内容や日付が分かるもの ②主催者へ提出した活動報告書の写し又は主催者の証明（①及び②）
寄付・寄贈（2年間で20万円以上）	寄付・寄贈先が県（やまがた社会貢献基金を含む）、県内市町村又は保育所・幼稚園・小中学校・社会福祉法人・特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人（NPO）・公益財団法人・公益社団法人（特例民法法人、一般財団法人・一般社団法人で公益事業を行っているものを含む。）・更生保護法人・赤十字社であって県内に拠点があるもの。（ただし、寄付・寄贈先が政治団体、宗教団体、建設業関係の業界団体又はこれらに類するものである場合を除く）	・寄付にあつては領収書の写し。 ・寄贈にあつては①寄贈先からの感謝状、広報誌、新聞記事等の写しなど内容が分かるもの、②寄贈の内容が20万円相当以上であることを証する領収書（写）等（①及び②）

※ 社会貢献活動については、上記のとおり活動内容や対象を限定しておりますので、評価基準に合致する活動及び指定された提出資料で申請してください。

VI 人材育成

⑩ 新規学卒者の雇用促進	
評価基準	<p>1) 審査対象期間の間に卒業した新規学卒者^{※1}を採用し、審査基準日時点で常用雇用^{※2}している場合</p> <p>※1 新規学卒者の出身地（県内県外の別）、出身校（中学・高校・大学・専門学校等の別、県内県外の別）、現在の住所地・勤務地（県内県外の別）は問いません。また、「新規学卒者」としてはありますが、卒業日が審査対象期間内にあれば、申請者が採用する前に職歴があっても評価対象となります。</p> <p>※2 常用雇用とは、期限の定めのない雇用関係を指します。したがって、有期雇用の場合は評価対象となりません。</p> <p>2) 審査対象期間の間に県内に在住又は通学する生徒・学生をインターンシップ又は職場体験学習で受け入れた場合</p>
配点	<p>1) 1人につき5点（全業種に加点。）</p> <p>2) 5点（全業種に加点）</p>
審査対象期間と審査基準日	<p style="text-align: center;">【審査対象期間 / 審査基準日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年11月定期 : H30. 11. 1～R2. 10. 31 の2年間 / R2. 10. 31 ・令和3年8月追加 : R1. 8. 1～R3. 7. 31 の2年間 / R3. 7. 31 ・令和3年11月追加 : R1. 11. 1～R3. 10. 31 の2年間 / R3. 10. 31 ・令和4年8月追加 : R2. 8. 1～R4. 7. 31 の2年間 / R4. 7. 31
審査対象者	県内本店業者
提出書類	<p>1) の場合 次に掲げる全ての書類を人数分提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業証書（写）又は卒業証明書（卒業日が審査対象期間内であること） ・雇用契約書又は雇用通知書（期限の定めのない雇用であること）の写し ・当該従業員に係る健康保険証^{※3}の写し等、常勤性が確認できるもの^{※4}。 <p>※3 <u>健康保険証の写しを提出する場合は、「被保険者等記号・番号等」を塗りつぶしてください。</u></p> <p>※4 建設業法施行規則の「様式第7号 経營業務の管理責任者証明書」又は「様式第8号（1）専任技術者証明書」又は「様式第11号の2 国家資格者等・監理技術者一覧表」により既に山形県に届け出ている者である場合は、省略できます。</p> <p>2) の場合 市町村・学校等が発する協定書・感謝状、市町村・学校等の広報誌、新聞記事のいずれかの写し</p>

⑰ 若手技術者の資格取得	
評価基準	審査基準日時点で在籍する 35 歳未満の者が、審査対象期間に 1 級技術者の資格を取得した場合
配点	1 人につき 5 点（全業種に加点。）
審査対象期間と審査基準日	<p style="text-align: center;">【 審 査 対 象 期 間 / 審査基準日 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 2 年 11 月定期 : H30. 11. 1～R2. 10. 31 の 2 年間/R2. 10. 31 ・ 令和 3 年 8 月追加 : R1. 8. 1～R3. 7. 31 の 2 年間/R3. 7. 31 ・ 令和 3 年 11 月追加 : R1. 11. 1～R3. 10. 31 の 2 年間/R3. 10. 31 ・ 令和 4 年 8 月追加 : R2. 8. 1～R4. 7. 31 の 2 年間/R4. 7. 31
審査対象者	県内本店業者
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級技術者の資格証（写） ・ 上記 1 級技術者の健康保険証の写し等、常勤性が確認できるもの ※ 建設業法施行規則の「様式第 7 号 経營業務の管理責任者証明書」又は「様式第 8 号（1）専任技術者証明書」又は「様式第 11 号の 2 国家資格者等・監理技術者一覧表」により既に山形県に届け出ている者である場合は、省略できます。 ※ 健康保険証の写しを提出する場合は、「被保険者等記号・番号等」を塗りつぶしてください。
その他	<p>1 級技術者とは、下記の者とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1 級建設機械施工技士 ○ 1 級土木施工管理技士 ○ 1 級建築施工管理技士 ○ 1 級電気工事施工管理技士 ○ 1 級管工事施工管理技士 ○ 1 級造園施工管理技士 ○ 1 級建築士 ○ 技術士法による第 2 次試験のうち技術部門を次のものに合格した者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設部門 ・ 農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。） ・ 電気電子部門 ・ 機械部門 ・ 上下水道部門 ・ 水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。） ・ 森林部門（選択科目を「林業」又は「森林土木」とするものに限る。） ・ 衛生工学部門 ・ 総合技術監理部門（選択科目を「農業土木」、「水産土木」、「林業」、「森林土木」、又は建設部門、電気電子部門、機械部門、上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）

⑩ 山形ウーマノミクスの推進	
評価基準	<p>1) 審査対象期間内に女性を採用し、審査基準日時点で常用雇用※している場合</p> <p>※ 常用雇用とは、期限の定めのない雇用関係を指します。したがって、有期雇用の場合は評価対象となりません。</p> <p>2) 審査基準日時点で在籍する女性が、審査対象期間に1級技術者の資格を取得した場合</p>
配点	<p>1) 1人につき5点（全業種に加点。最大10点）</p> <p>2) 1人につき5点（全業種に加点）</p>
審査対象期間と審査基準日	<p style="text-align: center;">【審査対象期間 / 審査基準日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年11月定期 : H30. 11. 1～R2. 10. 31の2年間/R2. 10. 31 ・令和3年8月追加 : R1. 8. 1～R3. 7. 31の2年間/R3. 7. 31 ・令和3年11月追加 : R1. 11. 1～R3. 10. 31の2年間/R3. 10. 31 ・令和4年8月追加 : R2. 8. 1～R4. 7. 31の2年間/R4. 7. 31
審査対象者	県内本店業者
提出書類	<p>1) の場合 次に掲げる全ての書類を人数分提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約書又は雇用通知書（期限の定めのない雇用であること）の写し ・当該従業員に係る健康保険証の写し等、性別と常勤性が確認できるもの。 <p>2) の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1級技術者の資格証（写） ・上記1級技術者の健康保険証の写し等、性別と常勤性が確認できるもの。
その他	<p>1級技術者の定義については、⑰その他の欄と同様する。</p> <p>※ <u>健康保険証の写しを提出する場合は、「被保険者等記号・番号等」を塗りつぶしてください。</u></p>

Ⅶ その他

⑱ 協力雇用主としての活動	
評価基準	審査対象期間内に「協力雇用主」として保護観察所に登録しており、 1) 事業所見学会の受入れ、職場体験講習の受入れを行った場合。 2) 「保護観察」又は「更生緊急保護」の対象者の雇用（トライアル雇用を含む）を行った場合。
配点	1) 2点（全業種に加点） 2) 3点（全業種に加点）
審査対象期間と審査基準日	【審査対象期間 / 審査基準日】 ・令和2年11月定期 : H30. 11. 1～R2. 10. 31の2年間 / R2. 10. 31 ・令和3年8月追加 : R1. 8. 1～R3. 7. 31の2年間 / R3. 7. 31 ・令和3年11月追加 : R1. 11. 1～R3. 10. 31の2年間 / R3. 10. 31 ・令和4年8月追加 : R2. 8. 1～R4. 7. 31の2年間 / R4. 7. 31
審査対象者	県内本店業者
提出書類	保護観察所からの証明の写し（事業所見学会、職場体験講習については、「職場体験講習実施通知書」（写）でも可）
その他	1) と 2) の同時加点可能。

⑳ 経営多角化の取組み	
評価基準	<p>1) 次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日の直前4年間に新たに新分野に進出[※]し、審査対象期間に新分野に関して500万円以上の支出(人件費を除く。)を行っている場合 ・審査基準日時点で有効な「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づく経営革新計画の承認を受けている場合 <p>※ 申請者が新分野進出のために50%以上を出資して設立した法人等が新分野事業を実施している場合を含みます。</p> <p>2) 当該取組みが再生可能エネルギー分野に係るものである場合</p> <p>※ 再生可能エネルギーとは、太陽光発電、風力発電、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電、太陽熱利用、地中熱利用等の枯渇しないエネルギーを言います。</p>
配点	<p>1) 3点(全業種に加点。両方に該当する場合、重複して加点しない)</p> <p>2) 2点(全業種に加点)</p>
審査対象期間と審査基準日	<p style="text-align: center;">【審査対象期間 / 審査基準日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年11月定期 : H30. 11. 1~R2. 10. 31 の2年間 / R2. 10. 31 ・令和3年8月追加 : R1. 8. 1~R3. 7. 31 の2年間 / R3. 7. 31 ・令和3年11月追加 : R1. 11. 1~R3. 10. 31 の2年間 / R3. 10. 31 ・令和4年8月追加 : R2. 8. 1~R4. 7. 31 の2年間 / R4. 7. 31
審査対象者	県内本店業者
提出書類	<p>1) 新分野進出又は経営革新計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新分野進出の場合は次に掲げる全ての書類 <ul style="list-style-type: none"> a) 付表4 新分野進出申告書 b) 定款(写)(法人の場合) c) 新分野に進出した日及び事業内容を証する書類(株主総会の議事録、新聞記事、写真、等の写し) d) 審査対象期間に500万円以上支出したことを証する書類(固定資産台帳、領収書、契約書等の写し。新たに法人を設立して新分野に進出した場合は、当該法人が500万円以上を支出していること。) ・経営革新計画の場合は、不要(県が保有している経営革新計画承認のデータで評価します。) <p>2) 再生可能エネルギー分野への進出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要(上記提出書類の内容で審査します。)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・経営革新計画の制度については、下記にお問合せください。 山形県商工労働部 中小企業振興課 : 023-630-2290 ・経営革新計画承認の申請については、下記にお問い合わせください。 (財)山形県企業振興公社 経営支援部 : 023-647-0664

⑳ 下請代金適正支払（下請代金の支払に関する社内規則の制定）	
評価基準	<p>審査基準日時点において、下記の全てを満たす場合。</p> <p>1) 山形県が発注する工事の下請代金の支払に関して、次の全てを満たす社内規則を制定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発注者又は下請契約における注文者から前払金あるいは中間前払金の支払を受けたときは、下請に対し、資材の購入、労働者の確保その他工事の着手に必要な費用を前払金として支払うこと。 ○ 発注者又は下請契約における注文者から部分払及び完成払の支払を受けたときは1か月以内で、できる限り短い期間内に、下請に対して出来高部分に相応する金額を支払うこと。 ○ 原則現金払。やむを得ず手形併用の場合は、現金の割合が60%以上、手形期間が60日以内であること。 ○ 工期内に賃金水準又は物価水準の変動により下請代金額を変更する必要があるときは、適宜、変更の措置をとること。 ○ 下請工事に必要な資材を、下請契約における注文者から購入させる下請契約を締結したときは、その工事の下請代金の支払期日より前に、その工事に使用する資材の代金の支払を求めないこと。（正当な理由のある場合を除く。） ○ 下請契約における注文者が特定建設業者の場合は、完成払については、当該下請工事の目的物の引渡しの申出があった日から50日以内で、できる限り短い期間に支払う。 <p>2) 山形県が発注した工事に関して審査対象期間内に契約・発注した下請工事契約であって次の全てを満たす契約の注文実績がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支払条件が現金払（手形併用の場合は現金割合60%以上、手形期間60日以内）となっている。 ○ 部分払又は完成払の支払までの期間が1か月以内となっている。 <p>※ 元請として注文した下請契約、1次下請以降の立場で注文した下請契約のいずれでも可。</p>
配点	5点（全業種で加点）
審査対象期間と審査基準日	<p style="text-align: center;">【審査対象期間／審査基準日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年11月定期 : H30. 11. 1～R2. 10. 31の2年間／R2. 10. 31 ・ 令和3年8月追加 : R1. 8. 1～R3. 7. 31の2年間／R3. 7. 31 ・ 令和3年11月追加 : R1. 11. 1～R3. 10. 31の2年間／R3. 10. 31 ・ 令和4年8月追加 : R2. 8. 1～R4. 7. 31の2年間／R4. 7. 31
対象者	県内本店業者
提出書類	<p>次に掲げる全ての書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1) の基準を満たす社内規則等の写し ・ 2) の基準を満たす下請契約書又は請書の写し（工事名称、契約者及び支払条件が分かるページのみ提出すれば足りる。） ・ 下請代金適正支払誓約書（指定様式）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「下請代金適正支払誓約書」は、提出していただく社内規則を補完するためのものです。社内規則がない場合や、社内規則があっても評価基準を満たしていない場合は、誓約書を提出しても加点されません。 ・ 評価基準を満たし、「下請代金適正支払誓約書」を提出して当該評価項目の加点を受けた企業等については、「下請代金適正支払誓約業者」として山形県建設企画課のホームページで業者名を公表します。 ・ 規則どおりに支払が行われているかという点は、毎年実施している「元請下請関係適正化指導事業現地調査」でも確認します。

第3章 経常建設共同企業体（経常JV）

1 申請資格者

経常建設共同企業体（経常JV）として山形県の建設工事の競争入札参加資格を申請する場合は、経常JVの全ての構成員が以下の全ての要件を満たしていることが必要です。

- ① 業者単体として、県に入札参加資格審査の申請をしていること（第2章に定める業者単体の場合の申請資格者の要件を全て満たしていること）
- ② 県内に主たる営業所を有する法人であること
- ③ 他の経常JVの構成員として申請していないこと
- ④ 経常JVとして入札参加資格申請する業種について、許可を有してからの営業年数が原則3年以上であること（ただし、当該業種について相当の施工実績がある場合はこの限りでない）。
- ⑤ 経常JVとして入札参加資格申請する業種について、元請としての施工実績があること又は下請けとして一定規模以上の実績があること。
- ⑥ 資本金が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下であること。

2 経常JVの構成員

経常JVの構成員数は原則として2社又は3社ですが、5社まで認められる場合があります。

経常JVとして入札参加資格申請を行う業種は、全ての構成員が経営事項審査を受けている業種に限られます。経常JVとして入札参加申請した業種については、業者単体としての入札参加資格を失いますので注意してください。

例：業者単体で「土木一式、建築一式、とび・土工、管」の入札参加資格申請し、経常JVで「土木一式」の申請をした場合、単体としては「建築一式、とび土工、管」のみ名簿登載され、土木一式は単体での入札参加ができない。

3 提出書類（提出部数 1部）

※ 申請書類に虚偽の記載をした場合には、競争入札参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、指名停止や資格の取り消しになることがあります。

(1) 綴じるもの（No順に紐綴じ又はホチキス綴じ。フラットファイルは不可）

No	提出書類	備考
1	競争入札参加資格審査申請書	必須
2	申請に係る誓約書	必須
3	経常建設共同体協定書	必須
4	工事契約書（写）	特例申請するJVのみ
5	JV名義の通帳（写）	特例申請するJVのみ
6	合併等に関する計画書	特例申請するJVのみ

(2) 綴じないもの（ホチキス綴じ厳禁。まとめる必要がある場合は、ゼムクリップを使用）

No	提出書類	備考
7	自己チェックシート兼受理票	必須
8	付表7 経常建設共同企業体入力票	必須
9	総合評定値通知書（写）	全ての構成員分について必要。

10	競争入札参加資格変更届	No.9の総合評定値通知書記載の住所や代表者名等が申請時の現況と異なる方。
11	委任状（代理申請用）	代理申請を希望する方

4 経常JVの審査について

(1) 総合評定値(P)の算定

経常JVの総合評定値は、経常JVの構成員全員の総合評定値通知書をもとに算定します。なお、経常JVには、発注者別評価点は加算（減算）されません。

- X₁ 業種別完工高…構成員全員の完工高を合計し、換算表に当てはめて算定
- X₂ 自己資本額…構成員全員の自己資本額を合計し、換算表に当てはめて算定
平均利益額…構成員全員の平均利益額を合計し、換算表に当てはめて算定
- Y 経営状況分析…構成員のY点の平均値
- Z 技術職員数…構成員の技術職員数を合計し、換算表に当てはめて算定
元請完工高…構成員の元請完工高を合計し、換算表に当てはめて算定
- W その他の審査項目（社会性等）…構成員のW点の平均値

上記により算定したX₁～Wを下記の式に当てはめて総合評定値(P)を算定します。

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25 X_1 + 0.15 X_2 + 0.20 Y + 0.25 Z + 0.15 W$$

(2) 特例申請

平成30年11月1日～令和2年10月31日までに国・県の建設工事を完成した実績のある経常建設共同企業体について、合併等に関する合理的な計画書が提出され、真に企業合併等に寄与すると認められる経常建設共同企業体については、格付にあたり総合評定値に10%加算しますので、下記の書類を添付願います。

- ① 工事契約書の写
- ② JV名義の通帳（表紙及び出資割合を確認できるページ）の写
- ③ 合併等に関する計画書

5 入札・契約、施工の際の留意点

- ・ 構成員全社からそれぞれ主任技術者又は監理技術者を現場に配置することが必要です。
- ・ 監理技術者の配置が必要な工事を施工する場合は、代表者（社）に所属する監理技術者を配置することとなります。
- ・ 県の条件付一般競争入札における地域要件について、経常JVの主たる営業所は代表者（社）の主たる営業所にあるものとみなし、営業所はその他の構成員の主たる営業所にあるものとみなします。

第4章 事業協同組合

1 申請資格者

山形県の入札参加資格審査を申請できるのは、次の全ての要件を満たす方です。

- ア 入札に係る契約を締結する能力を有する者であること。
- イ 破産者で復権を得ていない者でないこと。
- ウ 山形県の県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- エ 法律で義務付けられている社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入がなされていること。
- オー1 役員等（個人の場合はその者、法人の場合はその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表をいう。以下、同じ。）が暴力団員でないこと。
- オー2 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- オー3 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していないこと。
- オー4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- オー5 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

2 提出書類

※ 申請書類に虚偽の記載をした場合には、競争入札参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、指名停止や資格の取り消しになることがあります。

提出部数は各1部です。A4判でないものはA4判に拡大・縮小するか、A4判の用紙にのり付けして提出してください。

(1) 綴じるもの（No順に紐綴じ又はホチキス綴じ。フラットファイルは不可）

No	提出書類	備考
1	競争入札参加資格審査申請書	全者
2	申請に係る誓約書	全者
3	総合評定値通知書(写)	全者。特例申請する場合は、対象となる全組合員分についても提出。 ※1、※2、
4	消費税及び地方消費税の納税証明書（写）	全者 ※3
5	山形県の県税の納税証明書（写）	全者 ※4
6	官公需適格組合証明書(写)	特例申請する組合のみ
7	発注者別評価点に係る提出書類チェックリスト	該当する方
8	No7のチェックリストでチェックを入れた書類	該当する方
9	社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入を証明できる書類※5	No3の総合評定値通知書（写）で未加入となっている社会保険について、審査基準日時点で加入している場合※5

(2) 綴じないもの（ホチキス綴じ厳禁）

No	提出書類	備考
10	自己チェックシート兼受理票	全者
11	付表 8 事業協同組合入力票	全者
12	付表 2 技術的評価・社会性評価入力票	該当する方
13	付表 6 役務の資格申請調書	全者
14	印鑑証明書（原本）	全者
15	使用印鑑届	必要な方のみ
16	競争入札参加資格変更届	No3の総合評定値通知書記載の住所や代表者名等が申請時の現況と異なる方。
17	委任状（代理申請用）	代理申請を希望する方

※1 総合評定値通知書は、審査基準日（通知書右上）と結果通知日（通知書左下）が以下の範囲内であり、かつ最新であることが必要です。以下に合致する通知書を提出できない場合は、申請を受理しません。

受付	日付	
定期 令和 2 年 11 月	審査基準日	H31. 3. 31 ～ R2. 10. 31
	結果通知日	H31. 4. 1 ～ R2. 10. 31
追加 令和 3 年 8 月	審査基準日	R1. 12. 31～ R3. 7. 31
	結果通知日	R2. 1. 1～ R3. 7. 31
追加 令和 3 年 11 月	審査基準日	R2. 3. 31～ R3. 10. 31
	結果通知日	R2. 4. 1～ R3. 10. 31
追加 令和 4 年 8 月	審査基準日	R2. 12. 31～ R4. 7. 31
	結果通知日	R3. 1. 1～ R4. 7. 31

※2 入札参加資格者名簿は、総合評定値通知書に記載されている住所・商号・代表者名・電話番号・許可番号等をもとに作成します。そのため、通知書記載内容が現況と異なる場合は、入札参加資格審査申請時に必ず No16 の「競争入札参加資格変更届」も提出して下さい。

総合評定値通知書の記載内容に異動があったにもかかわらず No16 の変更届の提出がない場合は、総合評定値通知書の内容で名簿登載されます。

なお、令和元・2 年度名簿に係る変更届として届出済の事項であっても、令和 3・4 年度入札参加資格申請用の変更届として改めて届出してください。ただし、届出済の事項である場合は変更届の「変更年月日」欄に「令和〇年〇月〇日届出済」のように記載し、添付書類は不要とします。

- ※3 消費税及び地方消費税に係る納税証明書は、税務署が発行します。消費税の**免税事業者の方も提出が必要です**(免税事業者であっても証明書は発行されます)。納税証明書は「その1 (納税額等証明用)」又は「その3 (消費税及び地方消費税に未納税額がないことの証明)」のいずれかとし、下記の条件を満たすものとします。申請受付期間の最終日まで**に下記の条件を満たす納税証明書を提出できない場合は、申請を受理しません。**

証明書様式	条 件						
「その1」の場合	<p>①証明年度が直近の決算年度*であるもの(ただし、「未納税額」欄が0円となっているものに限る。)</p> <p>②証明日は問わない。</p> <p>*消費税の納期は決算日から2か月以内です。そのため、令和2年11月定期受付の場合、提出する納税証明書の「年度及び区分」は次のとおりです。(「追加受付」の場合もこれにならってください。)</p> <table border="1"> <tr> <td>総合評定値通知書 (経審)の審査基準日</td> <td>提出する「消費税及び地方消費税の納税証明書」の「年度及び区分」</td> </tr> <tr> <td>H31.3.31~R1.8.31の場合</td> <td>「年度及び区分」の(至)の日がR2.3.31~R2.8.31のもの ※左記の経審の際に提示した納税証明書(その1)では受付できません。</td> </tr> <tr> <td>R1.9.1~R2.10.31の場合</td> <td>「年度及び区分」の(至)の日がR1.9.1~R2.10.31のもの ※左記の経審の際に提示した納税証明書(その1)の写しで受付できます(ただし、未納税額が0円に限る。)</td> </tr> </table>	総合評定値通知書 (経審)の審査基準日	提出する「消費税及び地方消費税の納税証明書」の「年度及び区分」	H31.3.31~R1.8.31の場合	「年度及び区分」の(至)の日がR2.3.31~R2.8.31のもの ※左記の経審の際に提示した納税証明書(その1)では受付できません。	R1.9.1~R2.10.31の場合	「年度及び区分」の(至)の日がR1.9.1~R2.10.31のもの ※左記の経審の際に提示した納税証明書(その1)の写しで受付できます(ただし、未納税額が0円に限る。)
総合評定値通知書 (経審)の審査基準日	提出する「消費税及び地方消費税の納税証明書」の「年度及び区分」						
H31.3.31~R1.8.31の場合	「年度及び区分」の(至)の日がR2.3.31~R2.8.31のもの ※左記の経審の際に提示した納税証明書(その1)では受付できません。						
R1.9.1~R2.10.31の場合	「年度及び区分」の(至)の日がR1.9.1~R2.10.31のもの ※左記の経審の際に提示した納税証明書(その1)の写しで受付できます(ただし、未納税額が0円に限る。)						
「その3」の場合	証明日が審査基準日(名簿受付日の前月の末日)から遡って3か月以内のもの。(「中間納付」を含めて証明日時時点で未納がある場合は、発行されません。)						

- ※4 証明日が審査基準日(名簿受付日の前月の末日)から遡って3か月以内のもの。
山形県の県税に関する納税証明書は、**全者が提出の必要があります**。
山形県税に関する納税証明書は、最寄の山形県総合支庁税務課で請求し、**全ての県税税目について滞納がないことの証明を受けてください**。(県外業者については、いずれの総合支庁税務課へも請求できます。)なお、滞納がある場合は、**納税証明書が発行されません**。また、受付期間の最終日まで**に全ての県税について滞納がない旨の納税証明書が提出できない場合は、申請を受理しません**。
なお、具体的な請求方法等の詳細については、各総合支庁担当課へお問い合わせください。

【請求方法の見本が「第2章 業者単体による申請」にありますので、参照してください。】

※5 社会保険への加入状況については、No3「総合評定値通知書（写）」で確認しますが、「総合評定値通知書」で未加入となっているものの、審査基準日時点で加入している場合は、下記の書類を提出してください。

① 雇用保険

下記の書類のいずれか

- ・資格取得等確認通知書（写）
- ・審査基準日を含む年度の「概算保険料又は確定保険料申告書（写）」及び「領収済通知書（写）（領収印が押されたもの）」

② 健康保険及び厚生年金保険

下記の書類のいずれか

- ・被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（写）
- ・被保険者報酬月額基礎届に伴う「標準報酬決定通知書（写）」
- ・審査基準日を含む月の「保険料の領収通知書（写）」

なお、審査基準日は以下のとおり。

- ・令和 2年 11月定期 : R2. 10. 31
- ・令和 3年 8月追加 : R3. 7. 31
- ・令和 3年 11月追加 : R3. 10. 31
- ・令和 4年 8月追加 : R4. 7. 31

また、「総合評定値通知書」で未加入となっているものの、審査基準日時点で社会保険の適用を受けないこととなっている場合については、別紙様式の「健康保険及び厚生年金保険の適用を受けないことの申出書」「雇用保険の適用を受けないことの申出書」を提出してください。

3 組合の審査及び特例申請について

組合の格付は、組合単体としての総合点数、技術者数をもとにした格付となります。ただし、官公需適格組合については、特例申請をすることができます。特例申請をする場合は、下記の①～③により申請してください。

- ① 官公需適格組合である証明書の写を添付する。
- ② 構成員のうち特例対象者（10社以内）の総合評定値通知書を添付する。
- ③ ②の対象者について「付表8 事業協同組合入力票」の特例希望欄に「1」と記入する。

4 入札・契約、施工の際の留意点

- ・組合で受注した工事を組合員に施工させることは、下請契約に該当します。
- ・組合で受注した工事について、組合員から主任技術者又は監理技術者を出向して配置することは、国の通達で、禁じられています。

第5章 その他

1 競争入札参加資格変更届

名簿の申請時又は名簿登載後において、以下の事由が生じた場合には、建設業法に基づく許可関係の届出のほか、「競争入札参加資格変更届」に下記の添付書類を添えて提出してください。

(1) 随時受付するもの

変更事由	添付書類	
	県内業者	県外業者
商号又は名称	印鑑証明書(原本) 使用印鑑届	登記簿謄本(写)(法人) ^{※1} 印鑑証明書(原本) 使用印鑑届 委任状(受任者用)
代表者名	なし	登記簿謄本(写)(法人) ^{※1} 印鑑証明書(原本) 使用印鑑届 委任状(受任者用)
代表者の役職名	印鑑証明書(原本) 使用印鑑届	印鑑証明書(原本) 使用印鑑届 委任状(受任者用)
本社の住所・郵便番号	なし	登記簿謄本(写)(法人) ^{※1} 委任状(受任者用)
本社の電話番号	なし	なし
資本金	なし	登記簿謄本(写)(法人)
受任者名	—	委任状(受任者用)
受任者の住所・郵便番号	—	なし
受任者の役職名	—	使用印鑑届 委任状(受任者用)
受任者の電話番号	—	なし
実印	印鑑証明書(原本) 使用印鑑届	印鑑証明書(原本) 使用印鑑届
使用印鑑	使用印鑑届	使用印鑑届
新しい総合評定値通知書	総合評定値通知書(写) ^{※2} ⇒大臣許可業者のみ	総合評定値通知書(写) ^{※2}
建設業許可の更新	許可通知書(写) ^{※2} ⇒大臣許可業者のみ	許可通知書(写) ^{※2}
建設業許可の一部廃業	なし	なし
許可番号の変更	なし	許可通知書(写) ^{※3}
県内営業所の新設・廃止	なし	様式第22号の2「変更届出書」(写) ^{※4}
JV名称、代表、出資比率の変更	協定書	—
協同組合の代表	なし	—
申請代理人	委任状(代理申請用)	委任状(代理申請用)

- ※1 代表者・商号・本店住所に変更が生じた場合であって、登記簿の作成が完了する前に参加を希望する入札案件がある場合は、登記簿の作成が未了の状態であっても入札前に変更内容を名簿担当部署（県内本店業者は管轄する総合支庁建設総務課行政係、県外本店業者は県庁建設企画課）に届け出てください。届出がないまま入札に参加した場合、当該入札は無効になるほか、指名停止措置を受ける場合があります（県内本店業者・県外本店業者共通）。参加を希望する入札案件がない場合は、登記簿作成完了後に届け出ていただいで結構です。
- ※2 新しい総合評定値通知書（経審結果）を受領した場合や、建設業許可を更新した場合は、必ず名簿担当部署にもその写しを提出してください（県内本店業者であって大臣許可の方、県外本店業者の方）。提出がない場合は、指名競争入札の指名を受けられない場合があります。
- ※3 許可番号変更の届出は随時受け付けますが、データベースシステムの都合上、変更内容が名簿に反映されるのは、次回名簿作成時（令和5・6年度名簿）からとなります。
- ※4 建設業法施行規則第9条に定める様式第22号の2で、許可行政庁の受理印のあるものに限ります。

(2) 入札参加資格審査の追加受付期間のみ受付するもの

下記の変更は、入札参加資格審査の追加受付期間に限り受け付けます。受付期間と名簿登載期間は、第1章1のとおりです。変更届の内容が入札参加資格者名簿に反映されるのは、受付が8月のものは同年度の10月1日から、受付が11月のものは翌年度の4月1日からとなります。

変更事由	添付書類	
	県内業者	県外業者
入札参加希望業種の追加※ ¹	第2章2による総合評定値通知書	第2章2による総合評定値通知書
許可区分の変更（特⇔般）※ ²	なし	許可通知書（写）
役務の業種追加	付表6 役務の資格申請調書	付表6 役務の資格申請調書

- ※1 追加する業種の総合点数は、当初申請時の発注者別評価点と変更届に添付された総合評定値通知書により算出、格付します。変更届に添付された総合評定値通知書は、追加業種以外の業種（既に名簿登載されている業種）には反映しません。なお、追加業種を受付けるのは、当初申請時以降に許可業種が追加された場合又は経営事項審査を受けた業種が追加された場合のみです。
- ※2 建設業の許可区分が特定⇒一般又は一般⇒特定の変更があった場合、変更後最初の追加受付期間に必ず届け出てください。この場合、格付が変更となる場合があります。

2 物品、役務への入札参加申込み及び債権者登録

(1) 物品、役務への入札参加申込み

工事材料以外の物品の入札、「除雪・排雪」「道路・河川等に係る維持修繕」「土木施設に係る設備・機器保守点検」「植栽等管理」「支障木伐採」「森林整備」以外の役務の入札への参加を希望する場合は、会計局会計課（023-630-2724）へお問い合わせください。

(2) 債権者登録

口座番号等の債権者登録は、契約後、契約担当課に届け出ることとなります。また、1の変更届を行った際に、債権者登録の内容に変更があった場合は、債権者登録の変更が必要となります。

ので、忘れず届出を行ってください。債権者登録の詳細は、会計局会計課（023-630-2713）へお問い合わせください。

3 入札参加資格の承継

名簿登載後、以下の事由が発生した場合、**入札参加資格を失う**ことになります。ただし、別紙様式による承継申請によって、入札参加資格を承継することができます。

承継事由	法人成り・世襲・合併・事業譲渡(会社分割)
------	-----------------------

(1) 承継の申請期限

申請期限は、原則として**事実発生日から4か月以内**。この場合の事実発生日とは、次の日を指します。

法人成り、新設合併...法人として登記がなされた日

吸収合併...合併契約において合併期日を定めた場合はその日、又は合併登記の日

事業譲渡...営業の譲渡が行われた日

(2) 承継申請に必要な書類

- ① 競争入札参加資格申請変更届(存続会社の商号・住所の変更等、及び消滅会社の辞退届)
- ② 印鑑証明書(県外業者で必要な場合は、委任状、使用印鑑届)
- ③ 承継者が、法人の場合：商業登記簿謄本並びに定款の写し
個人の場合：身分証明書
- ④ 承継者と被承継者のそれぞれの財務諸表又は合併時経審の総合評定値通知書

その他、承継事由に応じて、下記の書類が必要になります。

1) 個人が法人を設立したとき

ア 建設業の許可など、法的要件が必要とされるものについて、証明できるもの

2) 法人が合併したとき

ア 合併契約書の写し

イ 建設業の許可など、法的要件が必要とされるものについて、証明できるもの

3) 営業の譲渡が行われたとき

ア 営業の譲渡が行われたことを証する契約書、覚書等

イ 建設業の許可など、法的要件が必要とされるものについて、証明できるもの

4) 個人が死亡し、2親等以内の親族関係にある個人に事業を承継したとき

ア 建設業の許可など、法的要件が必要とされるものについて、証明できるもの

※1 合併や分割等、承継事由が発生する場合は、円滑な事務手続とするため、なるべく事前に建設企画課へ相談願います。

※2 承継事由や承継の内容によっては入札参加資格の承継が認められない場合があります。

4 合併特例について

県内本店業者が合併した場合、合併後4か月以内に合併特例適用の申請をすれば、下記の3つの特例を受けることができます。

- 総合点数の加算 ○ 格付の特例 ○ 地域要件の特例

(1) 総合点数の加算

- ① 合併時 …客観点数の15%割増
- ② ①の次の名簿作成時…客観点数の15%割増
- ③ ②の次の名簿作成時…客観点数の10%割増

(2) 格付の特例

下記の①又は②に該当する場合、特例適用後5年間は**直近下位の等級の入札に参加できる**。

- ① 異なる等級間の合併の結果、合併前の最上位等級と同等又はそれ以上の等級になった場合
例：A + B ⇒ Aの場合…AとBに参加可能
B + C ⇒ Bの場合…BとCに参加可能
B + C ⇒ Aの場合…AとBに参加可能

- ② 同じ等級間の合併の結果、従前の等級よりも上位の等級になった場合
例：B + B ⇒ Aの場合…AとBに参加可能
C + C ⇒ Bの場合…BとCに参加可能
D + D ⇒ Cの場合…CとDに参加可能
(A + A ⇒ A、B + B ⇒ Bなどの場合は、格付の特例は適用されない)

(3) 地域要件の特例

異なる地域（総合支庁本庁舎管内又は分庁舎管内）に本店を置く企業が合併した場合、下記の①～③の全てに該当すれば、特例適用後5年間は**両地域の入札に参加できる**。

- ① 合併前の企業が共通の業種の入札参加資格を有していた。
- ② ①で共通していた業種について、合併前の全ての企業が法第3条による許可を取得して建設業に関する営業を10年以上継続して行っていた。
- ③ 合併前の企業の本店が、合併後も法第7条2号の技術者（営業所専任技術者）を置く営業所となっている。